

令和5年度社会福祉法人指導監査の実施結果の概要

1 社会福祉法人に対する指導監査の実施状況

(1) 実施時期 令和5年9月から令和6年1月まで実施

(2) 一般監査（実地監査） 下記のとおり

区 分	法人数	実施数	文書指摘 法人数	文書指摘 率(%)	文書指摘 件数	平均件数	平均件数 昨年度
一般法人	29	10	9	90	27	2.7件/法人	2.6件/法人

(3) 指導監査の実施体制

「益田市社会福祉法人指導監査実施要綱」の定めるところにより福祉総務課が実施した。

(4) 指導監査における留意事項（重点指導項目）

社会福祉法の改正に伴い、法人の経営組織のガバナンスの強化等が求められ、これらに適切に対応するため、改正後、各法人最低2回の実地監査を行った。

また、より効果的な監査を実施するため、これまで法人が監査時に提出していた監査調書を法人の自主点検表と位置づけ、点検の機会としていただくとともに、附属資料として、実地で効率的に監査を実施するための資料（状況調査資料）を追加で提出していただいた。

さらに、従前からの一般監査において特に指摘事項の多かった項目及びこれまでの特別監査を実施するに至った不祥事案の発生原因を、重点指導項目として設定した。

その他、島根県の各基準条例等で規定された災害時等における最低限度のサービス提供の維持のための、具体的な事業継続計画（BCP）の策定を促した。

①組織運営関係

- ・定款及び諸規定の整備
- ・適正な評議員、役員等の選任手続及び適正な理事会、評議員会運営の確保
- ・監事監査機能の強化

②管理・経理関係

- ・適正な会計処理（適正な契約事務、法人外資金流出への厳正な対応）
- ・適切な資産管理
- ・情報公開の推進（義務付けられた情報の公開）
- ・役員等報酬等の支給状況の確認

(5) 指導監査結果の概要

①一般監査

- ・法人運営及び施設経営に大きな影響を及ぼすような不適正な事項は認められなかった。
- ・各法人及び施設個々の改善を要する事項については、1ヶ月の期限を付して改善状況（改善計画）の報告を求め、確認のため挙証資料による改善状況の確認を実施した。

②特別監査

※実施なし

(6) 令和5年度の主な指摘事項

① 指摘事項の項目（一般監査：文書指摘）

指摘事項		指摘項目	前年度
組織運営	定款等の整備（定款、諸規定、登記等）	1	2
	適正な評議員及び役員等の選任手続き及び理事会・評議員会運営の確保、役員等の状況	2 2	1 9
	監事監査機能の強化	—	—
	情報の公表、定款、計算書類等の据え置き	—	—
	議事録の正確な記録	—	—
	その他（費用弁償、報酬等）	1	—
	小 計	2 4	2 1
事業	事業一般	—	—
	社会福祉事業の実施状況	—	—
	公益事業の実施状況	—	—
	収益事業の実施状況	—	—
	その他	—	—
	小 計	0	0
管理	経理規程に則した適正な会計処理	3	—
	適切な資産管理	—	—
	情報公開の推進	—	—
	契約等に関する手順	—	1
	その他（法改正に対応した規程の整備等）	—	2
	小 計	3	3
その他		0	0
合 計		2 7	2 4

② 令和5年度の主な指摘事項

【組織運営関係】

- ・ 役員を選任にあたっては必要とされる資格を有する者がどの候補者に該当するのか明確にして選任を行い、議事録にも記載すること。
- ・ 招集手続きの省略に係る同意については同意書などの書面に残すこと。

【事業関係】

- ・ なし

【管理関係】

- ・ 当期末繰越活動増減差額にその他の積立金取崩額を加算した額に余剰が生じた場合には、その範囲内で将来の特定の目的のために積立金を積み立てることができるが、余剰が生じていないにもかかわらず積立金を積み立てている。